

令和5年度第3回

県市町村GX推進会議
実務者会議

令和6年2月9日（金）

テーマと方向性

- GX推進会議での議論を実行に移す場

脱炭素時代の
自治体の新常識

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 可能な限り全ての市町村で策定
- 策定に向けた課題をどう解決するか（効果的な手法は何か）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

重点対策加速化事業

- 脱炭素に向けた施策を実行するため、最大15億円を活用
- 解決したい地域課題は何か（暮らしの質の向上、地域の成長）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

再エネ立地企業とのコミュニケーション

- 地域裨益・地域共生型再エネ導入のために効果的な手法は何か

実務者会議の流れ



地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定

前回までの振り返り

専門知識

- ・ 外部専門人材の活用（地方創生人材支援制度等）
- ・ 任期付職員の採用

人員

- ・ 担当部署の設置、関係部署の連携・役割分担
- ・ 複数市町村による共同策定

策定財源

- ・ 国の補助（計画策定支援）
- ・ 県の補助（計画策定支援）

ノウハウ

- ・ 区域施策編マニュアルの活用
- ・ 県、先行市町の事例の活用

施策財源

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 重点対策加速化事業（間接補助は市町村負担なし）

施策検討

- ・ 脱炭素で地域課題を解決
 - ・ 脱炭素予算は今がチャンス
- 脱炭素をテーマ
に地方創生

県の支援施策（令和6年度）

- 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助

- 補助対象：区域施策編等策定に係る委託費

- 委託により事業者の  専門知識  人員 を活用

- 補助金を  策定財源 に充てる

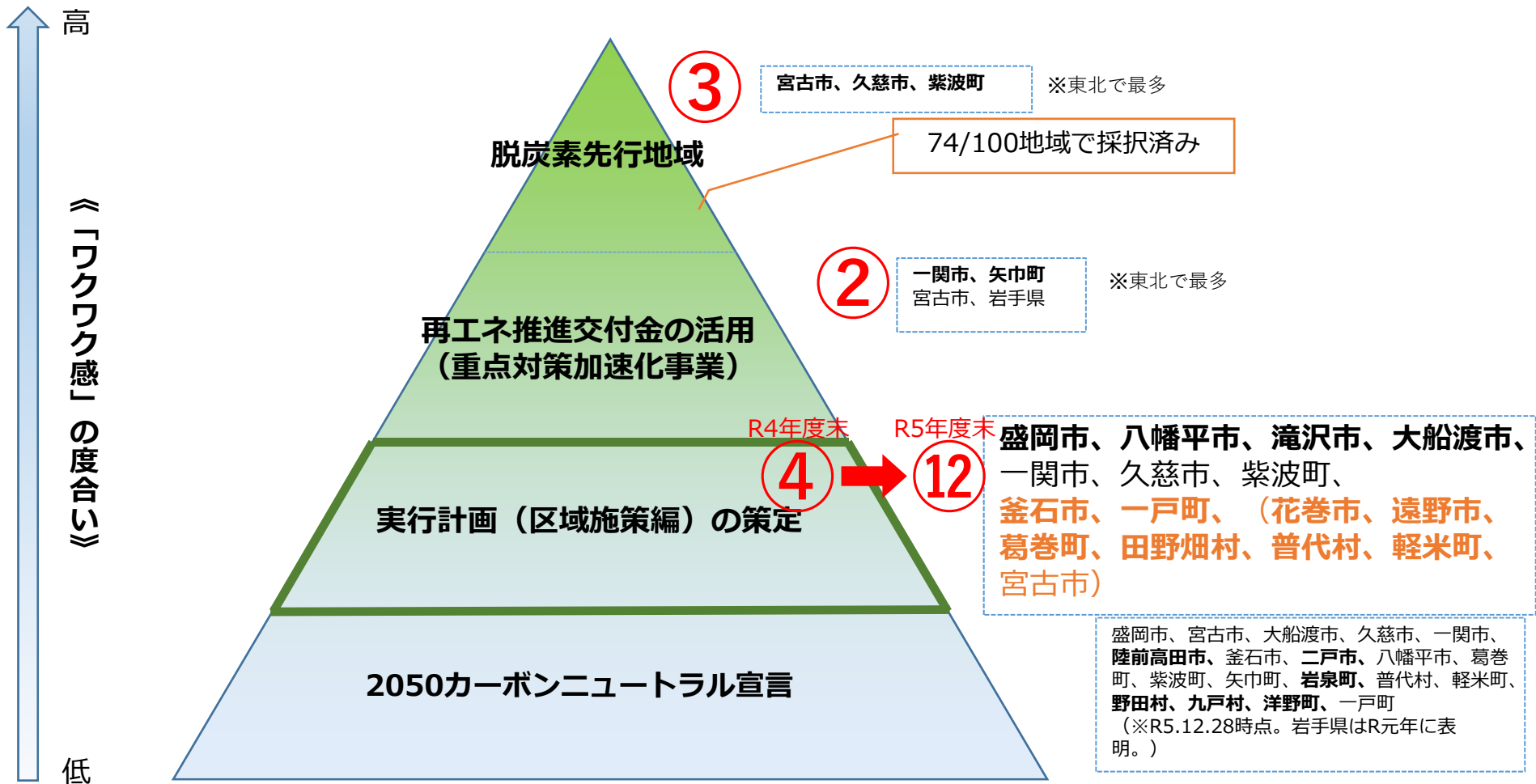
- R5は5市町が補助活用

- 宮古市、遠野市、紫波町、花巻市、雫石町

- 補助率2/3、上限4,000千円

令和5年度の策定状況

- 今年度新たに策定した事業者は2市町（12月末時点）
- 年度末までにさらに7市町村が策定予定



※実行計画は複数市町村での共同策定も可能。

注) ○内の市町村数は、上位階層との重複を除く。

環境省の支援施策（令和6年度）

- 東北地方環境事務所より説明

重点对策加速化事業

前回までの振り返り

計画作成

- ・ 先行市町村の事例の活用
(地域課題とマッチする取組)

事業検討

- ・ 脱炭素で解決したい地域課題の抽出
- ・ 市町村としての率先行動と間接補助とのバランス

連携体制

- ・ あらゆる政策を脱炭素化に向けてシフト
- ・ 企画・財政部門との連携

自主財源

- ・ 間接補助に優先活用
- ・ 直接事業は脱炭素化推進事業債等の活用との比較

交付事務

- ・ 会計年度任用職員の採用
(事務費も交付金の対象)

事業要件

- ・ 再エネ導入量は直接・間接事業を問わない。

県の交付金活用事業（令和6年度）

- 間接補助
 - 事業者向け自家消費型太陽光発電
 - 事業者向けEV等（太陽光、蓄電池、EV（PHV）、充放電設備）
 - 事業者向け省エネルギー設備（空調、換気、給湯、照明）
 - 県民向け省エネルギー住宅
- 直接事業
 - 県有施設の木質ボイラー更新
 - 県有施設のLED化
- 事務費
 - 会計年度任用職員雇用等
 - 補助金交付事務委託

募集スケジュール等

- 東北地方環境事務所より説明

再エネ立地企業との コミュニケーション

前回までの振り返り

脱炭素社会（カーボンニュートラル）

市町村別のエネルギー収支



- 9割の自治体の**エネルギー収支が赤字**(2018年)。特に経済規模の小さな自治体にとって、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。
- 国全体でも**年間約20兆円を化石燃料のために海外に支払い**(2021年)※

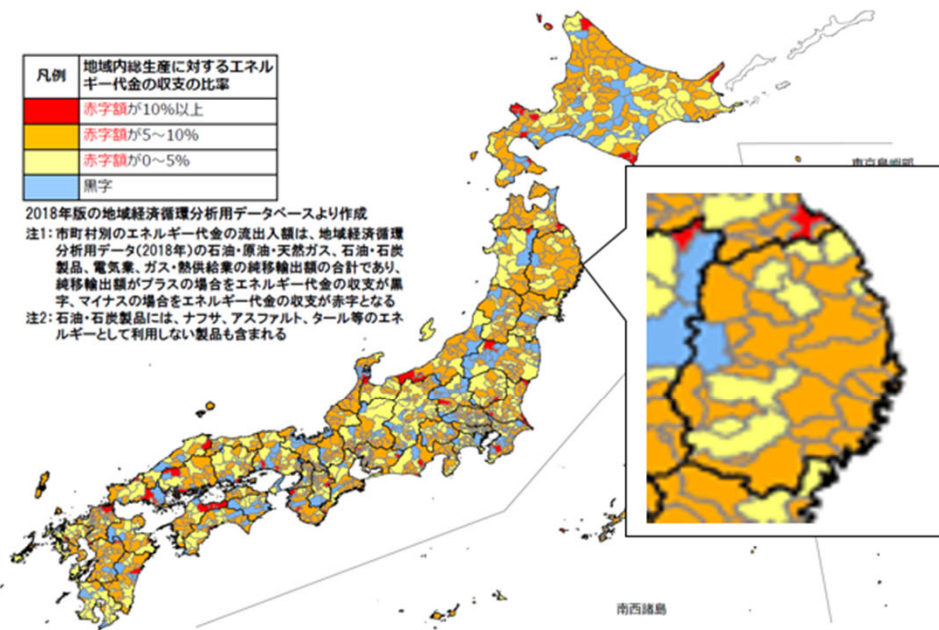
岩手県では、
2,644億円が
(地域内総生産の5.7%)
エネルギー代金として流出

※環境省地域経済循環分析自動作成ツール2018年
<https://www.env.go.jp/policy/circulation/>

地域でお金が回る仕組み
の構築が重要

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
赤	赤字額が10%以上
黄	赤字額が5~10%
青	赤字額が0~5%
黒	黒字

2018年版の地域経済循環分析用データベースより作成
注1: 市町村別のエネルギー代金の流出入額は、地域経済循環分析用データ(2018年)の石油・原油・天然ガス、石油・石炭製品、電気業、ガス・熱供給業の純移輸出額の合計であり、純移輸出額がプラスの場合をエネルギー代金の収支が黒字、マイナスの場合をエネルギー代金の収支が赤字とする
注2: 石油・石炭製品には、ナフサ、アスファルト、タール等のエネルギーとして利用しない製品も含まれる



※出典:財務省貿易統計(2021年度分)の「主要商品別輸入」における「鉱物性燃料」のデータを参照
(https://www.customs.go.jp/toukei/shinbun/trade-st/2021/2021_216.pdf)

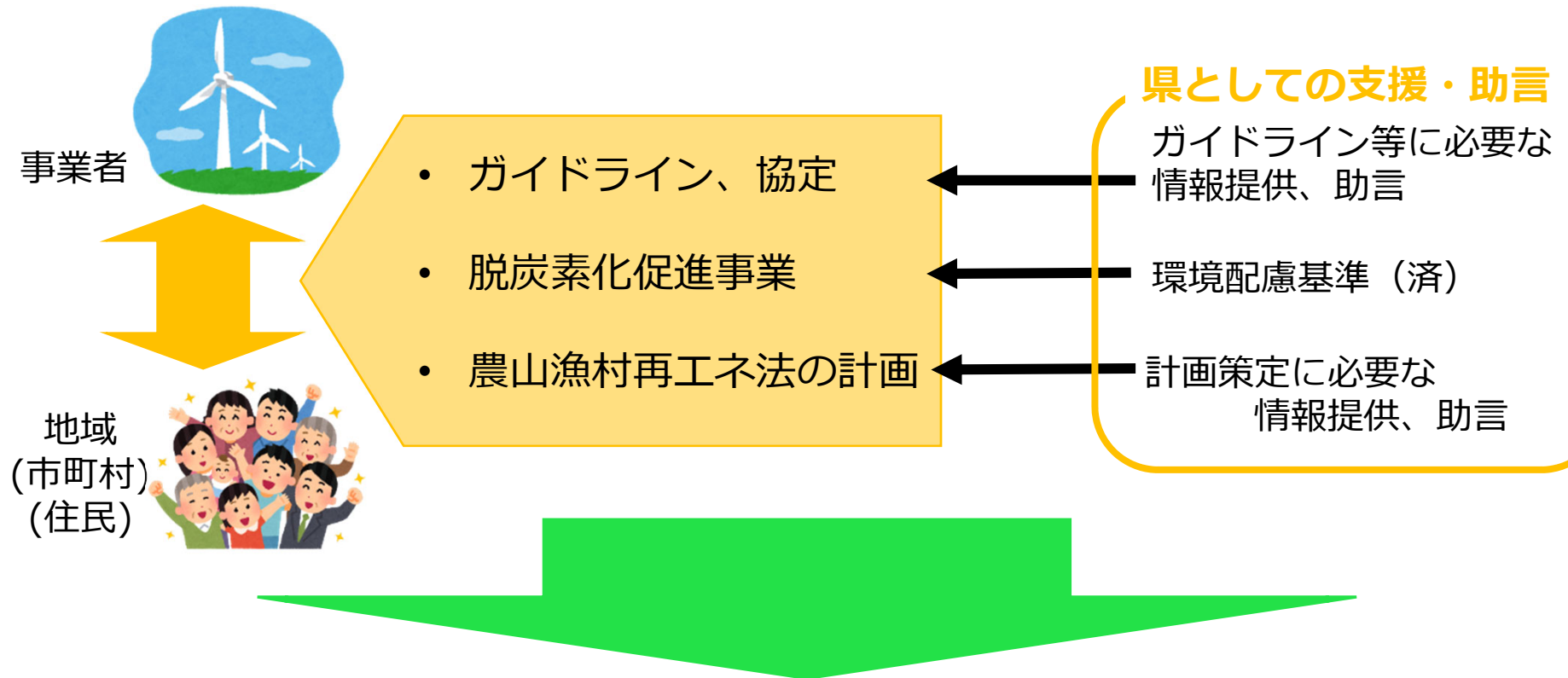
16

市町村ごとのエネルギー代金流出

市町村名	エネルギー代金の流出 (億円)	域内総生産(GRP) に対する割合
盛岡市	602	5.7
宮古市	139	6.2
大船渡市	118	7.4
花巻市	158	4.8
北上市	327	7.0
久慈市	82	6.5
遠野市	61	5.9
一関市	247	6.5
陸前高田市	46	6.7
釜石市	111	6.4
二戸市	60	6.0
八幡平市	62	7.0
奥州市	153	3.6
滝沢市	75	6.2
雫石町	-7	1.4
葛巻町	6	2.8
岩手町	25	6.7

市町村名	エネルギー代金の流出 (億円)	域内総生産(GRP) に対する割合
紫波町	63	7.4
矢巾町	80	6.1
西和賀町	12	6.7
金ヶ崎町	32	2.5
平泉町	12	5.3
住田町	12	6.1
大槌町	28	5.5
山田町	40	7.4
岩泉町	30	7.4
田野畑村	14	6.6
普代村	12	8.3
軽米町	11	4.3
野田村	0	0.3
九戸村	15	8.0
洋野町	9	1.8
一戸町	7	1.9

前回までの振り返り



地域に裨益する再エネ (収益が地域に留まる再エネ)

- 適地への誘導
- 地元雇用の創出
- レジリエンス強化
- 再エネ地産地消
- 環境保全の取組
- 地域経済、社会の持続的発展に資する取組

地域裨益型再エネの導入促進

- 再エネの導入が地域経済の活性化や災害に強い地域につながるような仕組みづくり
- 手法は様々

事業者との協定

わがまち特例
の活用

温対法に基づく
促進区域の設定

農山漁村再エネ法
に基づく基本計画

など

- 各々の地域の実情に合った手法を検討・選択

事業者との協定

- 事業者と地域裨益の視点から協定を締結
 - エネルギーの域内循環
 - 売電収入等の地域還元
 - 周辺環境の保全
 - その他
(地元発注、雇用、地域行事への参加、災害時の対応・・・)

アンケートの結果
協定の指針のようなものを
県が作成することに
賛成する市町村が多数

- 県で地域裨益協定の手引を作成中
 - 素案について各市町村に意見照会
 - 本日、最終案を提示⇒年度内に作成・公表予定

前回までの振り返り

市町村の皆様からいただいた主なご意見・県の考え方

⑤ 国や県との連携を強化したい。

- ➔ 県による計画策定の支援メニューを活用して国の交付金を獲得することが有効であるほか、逆に、県による認定事業所（通称の付与を検討中）を市町村が支援することなども考えられますが、その他にも具体的な提案があればお寄せください。

⑥ 促進区域の設定に当たって住民の合意形成が困難である。

- ➔ 促進区域については、最初から完成形を目指すのではなく、合意が得られた部分から徐々に拡大していくなど、さまざまな設定プロセスが想定されるものです。 ※P4参照

⑦ 促進区域外への立地を抑制したい。

- ➔ 再エネ発電設備に係る固定資産税の特例措置については、各市町村の条例で特例割合を一定の範囲で任意に設定することが可能であり、促進区域の内外で特例割合に差を設けて、促進区域外への立地を抑制することが考えられます。 ※P6参照

⑧ 地域裨益型の発電事業者を優遇したい。

- ➔ 今後の企業誘致等の観点からも再エネの地産地消は極めて重要であり、⑦の特例措置について、一定の事業者要件を設けて特例割合に差を設けることも考えられます。（区域要件＋事業者要件による政策誘導）

わがまち特例の活用

- 自然環境や地域経済にとって望ましい再エネ施設にインセンティブを付与することが考えられないか

例えば、

- ポジティブゾーン※¹に立地 → ○（インセンティブを付与）
- ネガティブゾーン※²に立地 → ×（ディスインセンティブを付与）
- 市町村と地域裨益協定を締結 → ○（インセンティブを付与） など

- 具体的には、再エネ設備に賦課される固定資産税※³について、地域決定型地方税制特例措置※⁴を活用し、重課・軽課の組合せによる政策誘導を図ることができるとはいえないか

※¹ 地球温暖化対策推進法上、市町村が再エネ促進区域（ポジティブゾーン）を設定できるとされており、再エネ施設の適正立地を図る上で有効である。

※² 例えば、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）、国立公園、国定公園（自然公園法）、鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）、生息地等保護区の管理地区、監視地区（種の保存法）、砂防指定地（砂防法）、地すべり防止区域（地滑防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）、保安林であって環境の保全に関するもの（森林法）等が想定される。

※³ 再エネ施設に係る固定資産税の特例措置として、地方税法上、新設後3年間の課税標準を2/3等に軽減することとされている。

※⁴ 固定資産税の特例措置における軽減割合等について、市（町・村）税条例によって一定の範囲内で任意に設定することができる。（通称はわがまち特例）

現在の特例（令和5年度末まで）

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要 【適用期限：令和5年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【バイオマス】



【地熱】



【中小水力】



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	FIT・FIP認定外 (自家消費型補助金※2の交付を受け取得した設備)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)	
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6)	
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

※2 環境省予算「再生可能エネルギー事業者支援事業費」（令和2年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の第6号事業、令和3年度以降はソーラーカーポートの導入を行う事業）が該当。

特例の拡充・延長（令和7年度末まで）


（5-2）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

（固定資産税）

拡充・延長

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、地域との共生を前提としつつ、再生可能エネルギーの最大限導入に取り組むことが重要。
- 再エネ発電設備の固定資産税を3年間に渡り、一定割合軽減する措置のうち、太陽光発電の対象設備について、対象の見直しを行い、次世代型太陽電池である「ペロブスカイト太陽電池」と認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備を追加する拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

<拡充内容>

(1) ペロブスカイト太陽電池の追加	(2) 地域脱炭素化促進事業認定設備の追加
① グリーンイノベーション基金「 <u>次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備（ペロブスカイト太陽電池）</u> であること ② 1,000kW未満であること 等  <p style="text-align: center;">（出所：積水化学工業）</p>	① 温暖化対策推進法に基づき、 <u>促進区域内で、地域脱炭素化促進事業の認定を受けて取得した設備</u> であること ② <u>（株）脱炭素化支援機構の支援又は経済産業省/環境省の補助金等の支援を受け取得した設備</u> であること 等

<制度全体>

対象設備	発電出力	課税標準割合※1
太陽光発電設備※2 ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6) ※3
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)

※1 本特例措置による軽減後の課税標準の割合。固定資産税額＝設置する設備の評価額×課税標準割合×固定資産税率（1.4%）。

※2 「ソーラーカーポート（駐車場屋根）の導入を行う補助金の支援を受けて取得した設備等」は今回、対象から除外。

※3 「一般木質バイオマス・農産物残さ区分」については、6/7（11/14～13/14）。

市（町・村）税条例の改正イメージ①

〇〇市（町・村）税条例の改正イメージ

改正前	改正後
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第〇条 略</p> <p>○ 法附則第15条第25項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>○ 法附則第15条第25項第2号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第〇条 略</p> <p>○ 法附則第15条第25項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>6分の5</u>（次に掲げる区域の外において市（町・村）長が事業者と締結する協定で地域に裨益すると認められた設備にあつては、<u>2分の1</u>）とする。</p> <p>一 <u>地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第5条の2第1項第1号イ、ロ及びニ並びに第2号イからへまでに掲げる区域</u></p> <p>二 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区</u></p> <p>三 <u>岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第15条第1項の規定により指定された特別地区</u></p> <p>四 <u>県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第1項の規定により指定された特別地域</u></p> <p>五 <u>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区</u></p> <p>○ 法附則第15条第25項第2号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>12分の11</u>（前号括弧書に規定する設備にあつては、<u>12分の7</u>）とする。</p>

条例で定める割合は、地方税法上の上限・下限の範囲内で各市町村が任意に設定することができます。したがって、各市町村の実情に応じて、重課のみ行うことも、軽課のみ行うこともでき、また、その割合も任意に設定することが可能です。

市（町・村）税条例の改正イメージ②

仮に令和6年6月議会で市（町・村）税条例の改正を行い、令和7年度から施行する場合、改正条例附則に規定する施行期日や適用区分、経過措置については、以下のようになることが想定されるものであり、この点、**税制担当課と事前に情報共有**しておくことが望まれます。（条例改正の検討を一切行わない場合は不要）

〇〇市（町・村）税条例の一部を改正する条例

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(○) 〇〇市（町・村）税条例附則第〇条第〇項及び第〇項の改正規定並びに附則第〇条第〇項、第〇項、第〇項及び第〇項の規定 令和7年4月1日

（固定資産税に関する経過措置）

第〇条 略

- 新条例附則第〇条第〇項の規定は、令和7年4月1日以後に取得された新法附則第15条第25項第1号口に規定する設備に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 新条例附則第〇条第〇項の規定は、令和7年4月1日以後に取得された新法附則第15条第25項第3号口に規定する設備に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得された新法附則第15条第25項第1号口に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得された新法附則第15条第25項第3号口に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

※ 上記内容は地方税法等の一部を改正する法律案（R6.2.6閣議決定・国会提出）に基づくもの

市町村の皆様からいただいた主なご意見・県の考え方

① ポジティブゾーンとレッドゾーンの関係はどうなるのか。

- ➔ 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域（ポジティブゾーン）を各市町村が設定することも、再エネ発電設備の適正立地を図る上で有効です。
したがって、再エネ発電設備に係る固定資産税の特例措置について、ポジティブゾーンは軽課、レッドゾーンは重課とすることも考えられます。

② 県が法定外税でレッドゾーンに対応する予定はあるのか。

- ➔ 再エネ発電設備の適正立地については、地域の実情を踏まえてきめ細やかに対応する必要があり、そのため、再エネ促進区域の設定も市町村の権限とされています。
事業者との協定により売電収入の一部を市町村の財源とする動きもある中、県として新たに法定外税を賦課することは現時点で考えていませんが、事業者に対する負担の求め方については、県市町村GX推進会議等で引き続き議論したいと考えています。

③ レッドゾーンへの立地をそもそも禁止すべきではないか。

- ➔ 保護と開発のバランスを図ることが重要であり、レッドゾーンへの立地を一律に禁止することまでは考えていません。
例えば、自然公園の特別地域では開発行為が禁止された上で許可制となっていますが、普通地域では禁止されずに届出制となっており、県は環境アセスメントで保護と開発の利益を比較衡量することとしています。

市町村の皆様からいただいた主なご意見・県の考え方

④ わがまち特例の内容は市町村の自主性に任せるべきではないか。

➡ 再エネ発電設備の適正立地や地域裨益について、一部の市町村から意見（※）をいただいたことを踏まえ、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の活用案を提示させていただくものです。

一方、当該活用案の提示は技術的助言であることから、令和6年度税制改正に伴う市（町・村）税条例の具体的な改正内容については、地域の実情に応じて検討いただくこととなります。

※ 当該市町村からの意見については、県市町村GX推進会議準備会合（R5.2）資料5-2の2ページに記載のとおり。

⑤ 具体的に市（町・村）税条例の改正はいつ行うべきか。

➡ 再エネ発電設備の適正立地や地域裨益をなるべく早期に図っていくためには、令和6年6月議会で市（町・村）税条例の改正を行い、令和7年度以後に取得される設備に反映させることが有効と考えられます。

なお、漸進的な対応として、レッドゾーンへの重課を先行的に実施した上で、ポジティブゾーンへの軽課については、再エネ促進区域を設定した後で反映することも想定されます。

促進区域の設定

- 区域施策編の中で、**促進区域**の範囲や再エネ事業に求める環境保全・**地域貢献の取組**を位置づけ
- 実行計画に適合する、環境に適正に配慮し、**地域に貢献する再エネ事業計画**を認定

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



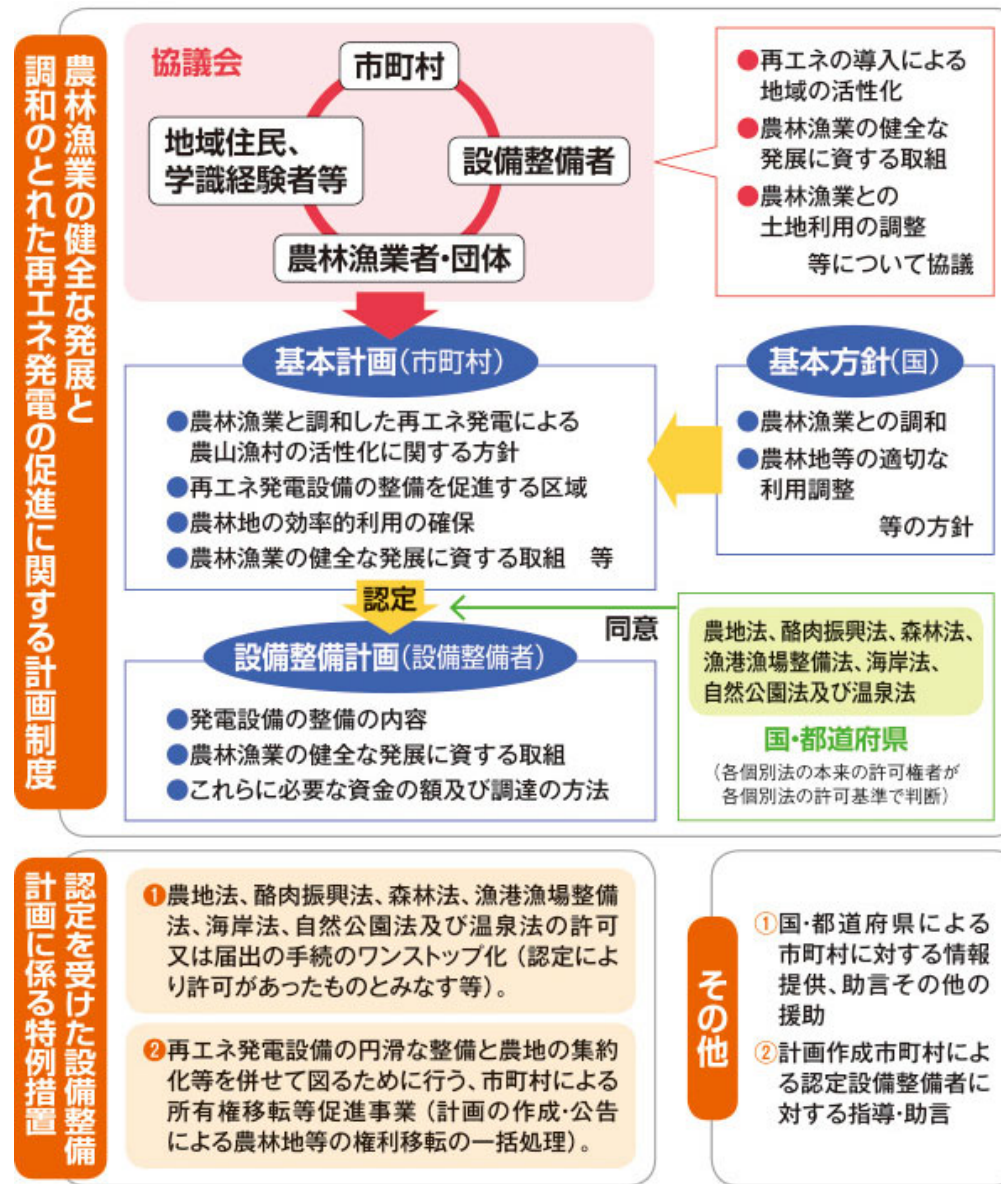
ヒント

再エネ導入による地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた売電収入の一部を農業振興に還元しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。

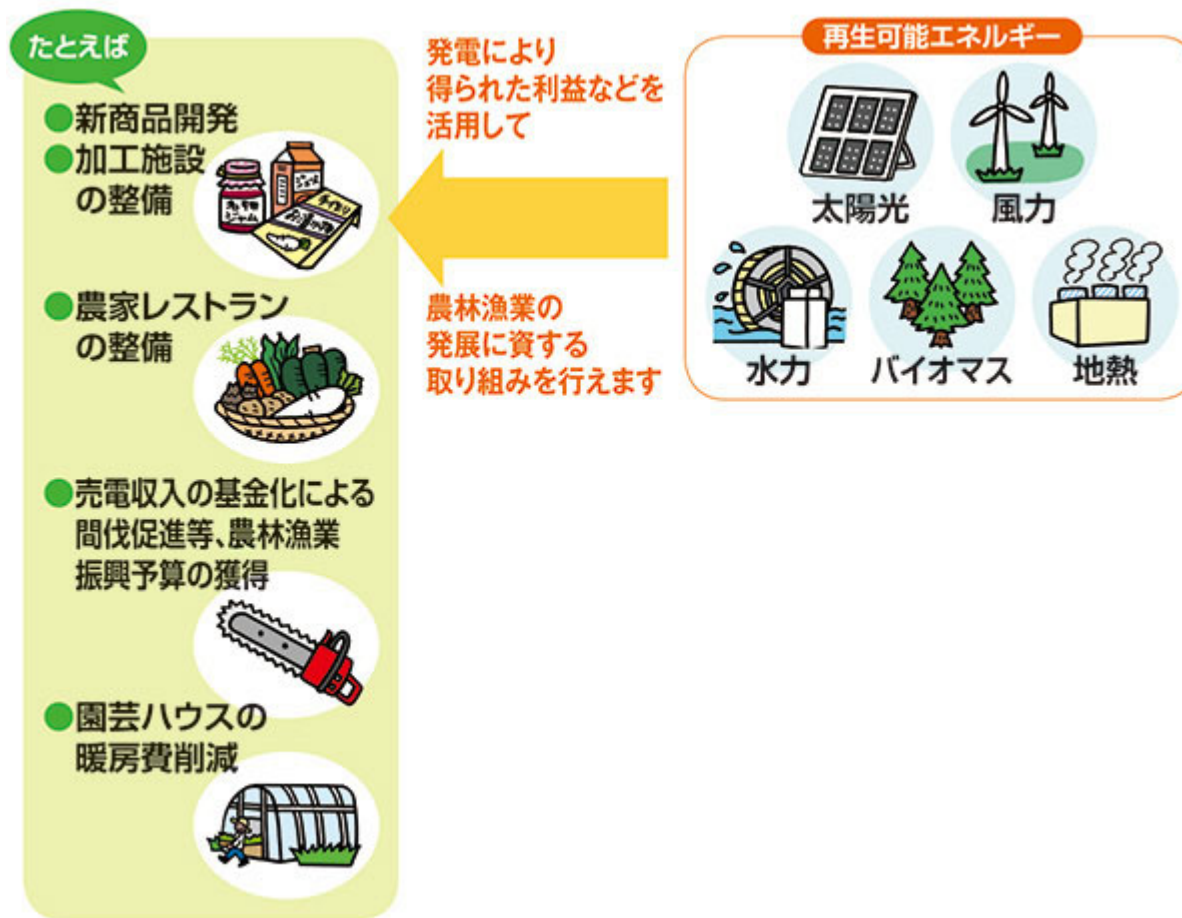


農山漁村再エネ法に基づく基本計画



農山漁村再エネ法に基づく基本計画

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電を促進し、農山漁村の活性化を図る



その他

補助事業の一元的発信（令和6年度）

- 「脱炭素支援（応援）パッケージ」（仮称）として、**国、県、市町村の補助事業**等を県のWEBサイトで**一元的に発信**予定
- 事業者、住民が求めるシーンに応じて情報をまとめて提供

（例）事業所にLED照明を導入したい

[先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（経産省）](#)

[事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金（岩手県）](#)

[宮古市事業者等省エネルギー対策推進事業費補助金（宮古市）](#)

⋮

- 各市町村の補助事業等の情報提供を依頼予定

総務省の支援施策（令和6年度）

地域脱炭素の一層の推進

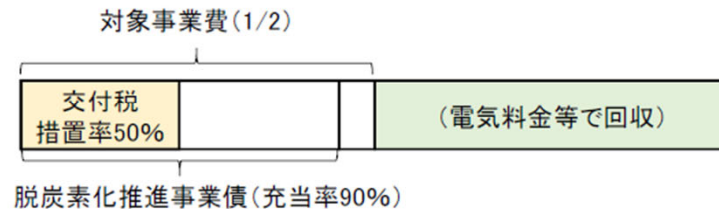
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



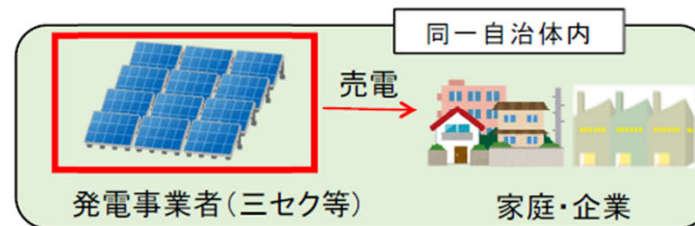
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

総務省の支援施策（令和6年度）

地方公務員の人材育成・確保の推進

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

- 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

(1) 自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】 都道府県：普通交付税措置
市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

(2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

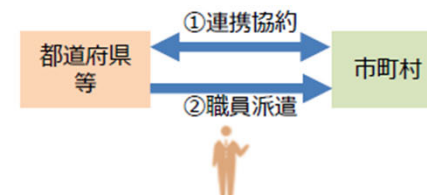
※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充。

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

- 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設。

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

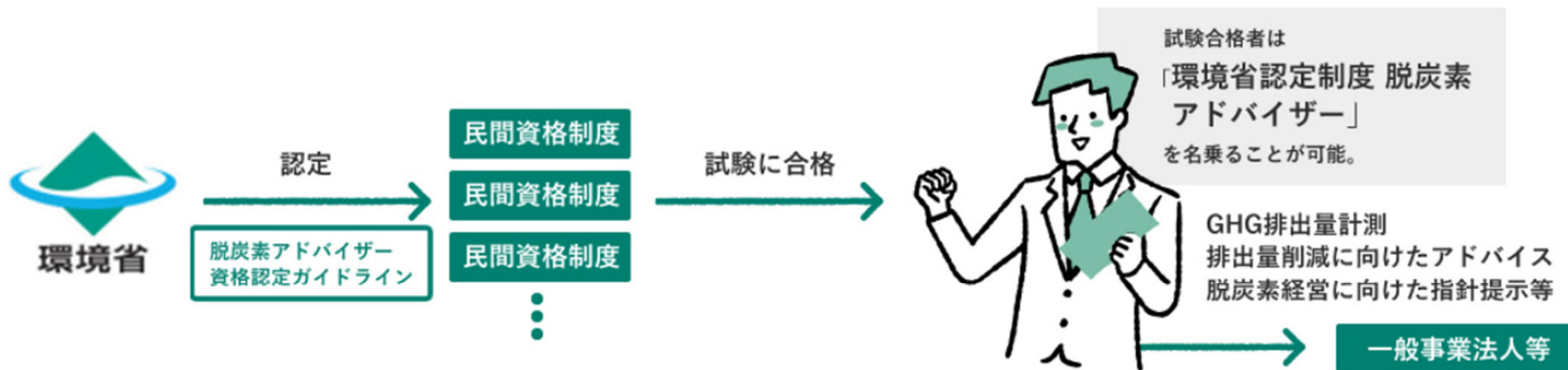
※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

18

脱炭素アドバイザー資格



脱炭素に関わる民間資格について、「[脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン](#)」に基づいて認定する制度です。

日本全体の脱炭素化推進に向けて、適切な知識を備えた人材が企業内外で「脱炭素アドバイザー」として機能を発揮するために創設されました。

金融機関職員、経営コンサルタント、会計士・税理士、自治体・中小企業支援団体職員、事業法人の脱炭素担当者など、脱炭素の取組に関わる幅広い方々に資格を取得いただき、ご活躍いただくことを期待しています。

- いわて脱炭素化経営企業等認定制度の要件に追加することで国の制度と連携して県内企業の脱炭素化を推進

いわて脱炭素経営カルテ

- 一定規模以上の事業者には提出義務
- 排出削減の計画書と実施状況の届出
- R5から提出義務の有無に関わらず、公表に同意いただいた事業者のカルテを県WEBサイトで公開

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1069376.html>

(例)LED照明の導入

自家消費型太陽光発電の導入

風力発電等の活用

車両のEV化

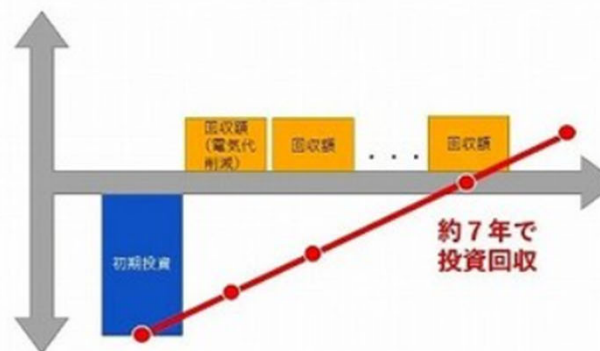
省エネルギー診断の活用

優良事例の公開（例）

自家消費型太陽光発電設備の導入



約7年で投資回収



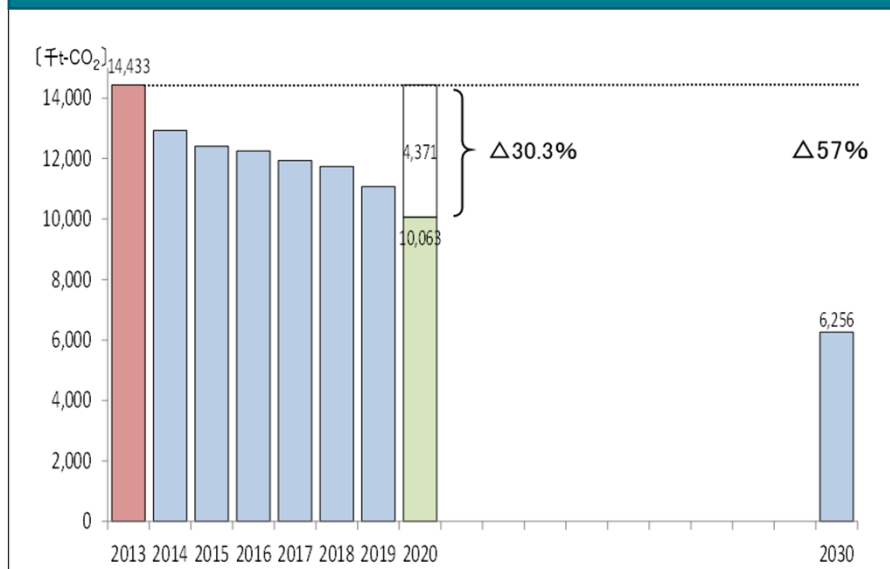
株式会社PJ二戸フーズでは、令和5年3月に自家消費型太陽光発電設備を導入し、エネルギー消費の多い工場での電気需要の約1割を賅っています。

太陽光発電設備の設置には環境省の補助金を活用しており、同社の試算によると、概ね7年程度で設置に要した投資を回収でき、以降は会社の利益アップにつながる計算になります。

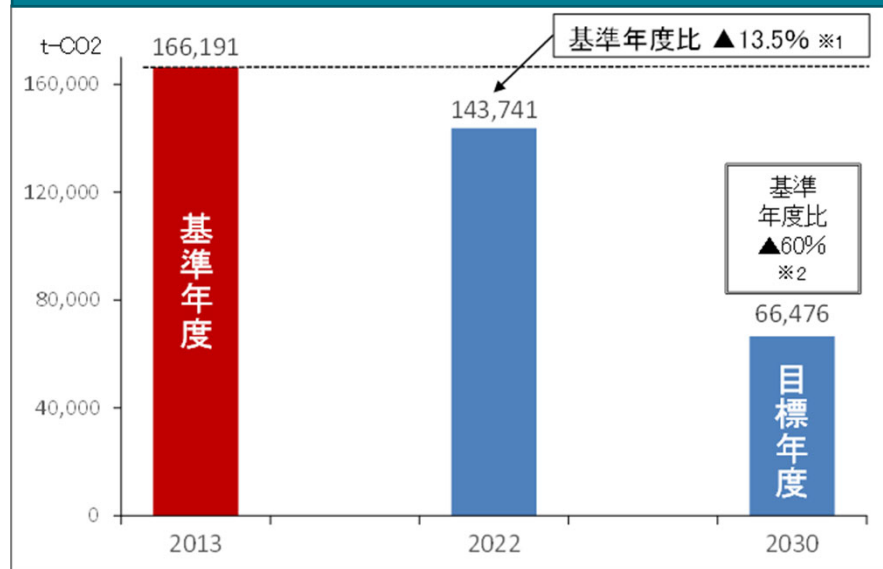
同社も含めた十文字チキンカンパニーグループ全体の方針としてCO₂削減に取り組むこととしており、グループ全体として令和5年度中に7カ所で太陽光発電を稼働させています。

温室効果ガスの排出量

県全体のGHG排出量



県の事務事業に係るGHG排出量



- 県全体の排出量は30.3%減
- 県事務事業の排出量は13.5%減

県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、**県の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに60%削減**（2013年度比）と設定
- その目標達成に向け、**新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入**について、原則として**次の基準に沿って計画的に推進**

新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready**（※1）**相当以上**とする。

※1 ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上供用が見込まれる県有施設**にはLED照明を導入する。

太陽光発電



10kW以上（※2）設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物

公用車



代替可能な車種がない場合等を除き、**新規導入又は更新する乗用車は全てEV**（ハイブリッドを含む）とする。

- 上記基準に満たない施設等についても、可能な限りZEB化や太陽光発電、LED照明、EV等の導入を図る。（例えば、県民へのPR効果が高い施設など）
- その他、再エネ電力調達なども組み合わせることにより、2030年度までの目標を達成する。

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

以下の事業は、令和6年度に実施予定の各事業の説明であり、今後開催される議会の議決をもって正式に決まることをご了承ください。

- 県民向け省エネルギー住宅補助 **新規**
 - 太陽光発電設備：補助率7万円/kW、上限35万円
 - 蓄電池：補助率5.1万円/kWh、上限35万7千円
 - HEMS：6.6万円/戸
 - 高性能住宅 断熱等性能等級6：100万円/戸
断熱等性能等級7：180万円/戸

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

- 事業者向け自家消費型太陽光発電
 - 補助率、上限額
 - ア 中小企業者 : 5万円/kW（上限額5千万円）
 - イ ア以外の事業者 : 3万円/kW（上限額3千万円）
 - 事業者向けEV等補助 要件緩和
 - 中小企業者又は年間エネルギー消費量1,500kl未満
 - 補助率、上限額
 - 太陽光発電設備 : 5万円/kW、上限額75万円※
 - 蓄電池 : 6.3万円/kWh、上限額125万円※
 - EV : 2万円/kWh、上限額85万円※
 - PHV : 2万円/kWh、上限額55万円※
 - 充放電設備 : 1/2、上限額125万円※
- ※上限額は条件により変動。

蓄電池を必須要件から
オプションに緩和

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

- 事業者向け省エネルギー設備 上限額引上
 - 中小企業者又は年間エネルギー消費量1,500kl未満
 - 省エネ診断または二酸化炭素排出量の算定を条件
 - 補助率 1/2
 - 上限額
 - いわて脱炭素経営企業等認定あり 80万円
 - 〃 なし 50万円

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

- EVバス・タクシー等導入補助 **拡充**
 - 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー
 - 補助率：1/4
 - 上限：EV 60万円（PHV 30万円）
 - 電気バス **「充放電設備を含む」に拡充**
 - 補助率：1/3
 - 上限：2千万円
 - 充放電設備（EVタクシー、PHVタクシーに併せて導入する場合）
 - 補助率：1/4
 - 上限：37万5千円
- 充電インフラ整備費補助 **新規**
 - 県民が幅広く利用可能な充電設備を導入しようとする県内事業者（市町村等、リース事業者を含む）
 - 充放電設備
 - 補助率：1/4
 - 上限：95万円

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

- 自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助
 - 市町村等
 - 委託費、報償費、旅費、その他の経費で知事が必要と認める経費
 - 補助率：定額
 - 上限額：500万円
- 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金
 - 市町村
 - 委託費
 - 補助率：2/3
 - 上限額：400万円

県の脱炭素関係事業（令和6年度）

- 県有施設等
 - 木質ボイラー更新
 - LED化
 - 太陽光発電設備 新規
 - 公用車のEV化 新規